[事案 26-188] 障害給付金支払請求

・平成27年8月28日 裁定終了

<事案の概要>

障害状態の原因が疾病であることを理由に、障害給付金が支払われなかったことを不服とし、 その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成22年3月、入院中に意識障害が生じて、ベッドから転落して頭部を打撲したことによる脳挫傷および脳内出血を発症し、この事故が原因で、歩行障害と認知機能障害状態になったので、平成9年4月に契約した終身保険の傷害特約にもとづく障害給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本件障害の直接の原因は、事故ではなく、脳梗塞であるので、約款に定められた障害保険金の支払事由(被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した別表に定める不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつこの特約の保険期間中に別表の給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき)に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面(診断書、医療証明書等を含む)にもとづく審理の他、保険会社が申立人の障害の原因を脳梗塞であると判断したことの妥当性を判断するため、申立人と保険会社より手持ちの画像データの提出を受け、独自に第三者の専門医の意見を求め、判断の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件障害は、事故前からの脳梗塞が直接の原因であると考えるのが相当であり、約款に定められた障害給付金支払事由への該当が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第37条にもとづき手続を終了した。